

令和7年2月吉日

未来教育研究所 会 員 規 約

各 位

公益財団法人未来教育研究所
理事長 高見 茂

未来教育研究所入会のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より当教育研究所の活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

未来教育研究所は、我が国の未来を切り拓く教育向上に向けた、実践的な支援を目的として、平成24年度に内閣府より公益財団法人としての認定を受け、研究会、調査研究等、積極的に事業を展開してまいりました。主として、教育行政、教育理念、学校経営等を中心に、多面的な視点から具体的な課題に取り組み、成果を広く全国に発信し、よりよい方向性を示せるよう努めております。

世界でも稀に見る速さで少子高齢化が進行する状況の中、我が国の持続可能な発展のためにも、教育の現場にはこれまで以上に指導内容の質的向上が求められ、社会の要請もますます高まっております。当研究所は学校園が直面する課題に寄り添い、ニーズに合わせて、調査研究、研修支援等の取組を通して、現状を打破し、長期的視野に立った活性化の構想を提案してまいります。

つきましては、未来教育研究所の活動趣意をご理解賜り、ご賛同いただけます場合には、ご支援いただきたく、ご入会をご案内申し上げます。なお、正会員にお申込みいただきますと、正会員のお申込者と同一のご所属組織より、「教育経営アカデミー」を2名までご受講いただけます。別紙により申込みをお願いいたします。

ますますのみなさまのご健勝とご発展を心から祈念申し上げます。

公益財団法人 未来教育研究所 事務局
〒650-0004 兵庫県神戸市中央区北長狭通 4-3-13
兵庫県私学会館 4階
電話：078-954-8222 FAX 078-954-8228

(目的)

第1条この規約は、公益財団法人未来教育研究所（以下研究所という。）定款第8章第36条に規定する会員について必要な事項を定める。

(会費等)

第2条会員は、その種別に従い、次の会費等を納入しなければならない。

- (1)正 会 員：本研究所の目的に賛同され、支援いただく法人又は個人会費
・・・年額24万円
- (2)賛助会員：本研究所の事業（イベント）を賛助いただく法人又は個人会費
・・・年額12万円、6万円
- (3)一般会員：本研究所の事業（イベント）に参加いただく個人会費
・・・年額3万6千円（分納可）

(会員資格の取得)

第3条正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事又は評議員又は監事の1名以上の推薦で理事会の承認を得なければならない。

2 一般会員として入会しようとする者は、理事又は評議員又は監事の推薦を得なければならない。

(会員の義務)

第4条会員は、研究所の目的を遵守し、研究所の活動を支援しなければならない。

- 2 会員は、毎年、会費を納入しなければならない。
- 3 会員は、研究所を通じて入手した情報は、私的利用以外に使用又は第3者に使用させる場合は、研究所の承認を得なければならない。
- 4 会員は、住所、氏名、（法人・団体の名称）や登録内容に変更が生じた場合は、ただちに研究所へ届け出なければならない。
- 5 会員は、この規約・細則のほか、法令、定款、理事会の定めるその他の規程・細則を遵守しなければならない。

第5条会費は毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残額を管理費に充てる。

(会員資格の喪失)

第6条会員は、次の各号に該当する場合に資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)死亡もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3)除名されたとき
- (4)会費を2年（24か月）以上滞納したとき
- (5)研究所が解散したとき

附則 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年9月9日から施行する。